

Q3. 敷地について

Q3-1. 計画敷地は概ね180㎡、間口15m×奥行き12m程度と記載されておりますが、間口、奥行き共に多少のオーバーは認められるのでしょうか。それとも180㎡が最大敷地面積でしょうか。

A3-1. 本設計競技の計画敷地とは、建物が建設できる範囲とし、敷地面積とは異なりますのでご注意ください。

敷地面積が概ね180㎡ではなく、計画敷地の大きさを概ね180㎡としていますので、多少のオーバーは問題ありません。

Q3-2. 応募要項に「当該敷地に係る規制について留意すること」と記載されておりますが、当該敷地とはトイレの計画敷地ではなく、地域交流拠点施設計画の全体敷地として、理解してよろしいでしょうか。それともトイレの建ぺい率を概ね108㎡以下とするのでしょうか。

A3-2. 計画敷地の大きさを敷地面積としていませんので、建ぺい率、容積率については、敷地に十分余裕があるため留意する必要はありません。

Q3-3. 敷地寸法は12m×15mと示されておりますが、隣接建物との距離および周囲の歩道、道路との距離について情報が必要なため、敷地データあるいは前記寸法を把握できる資料をいただくことは可能でしょうか。

A3-3. トイレ棟の計画敷地（位置）は別紙のとおりです。隣接建物や歩道との位置関係は明確ではありませんが、「隣接建物は接近している。」「道路高と敷地内地盤面（駐車場側）との差は+600程度」で検討されています。

本設計競技では敷地データなどの提供はできません。

Q3-4. 建ぺい率に関して、建築基準法第53条5項第三号は適用されますか。適用されない場合敷地は角地扱いと考えてよろしいでしょうか。

A3-4. 建基法53条5項第三号の規定は適用されません。角地扱いもできません。A3-2のとおり、建ぺい率については、敷地に十分余裕があるため留意する必要はありません。

Q3-5. 本トイレ棟の利用者は、当該施設来訪者以外の利用も考慮すべきと思われるかもしれませんがいかがでしょうか。また、トイレ利用のための入口を敷地の東面以外から入れるようにすることは可能でしょうか。入口の設置位置の制約はありますか。

A3-5. ご指摘のとおり、通行人などの利用も考慮すべきですが、A3-3のとおり「道路高と敷地内地盤面（駐車場側）との差は+600程度」で検討されていますので、入口の設置位置の制約が多少生じます。